

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

令和6年分所得税の定額減税について

Q 政府が令和6年分の所得税について給与所得に係る源泉徴収税額からの定額減税を実施すると聞いております。この制度はどのような内容でしょうか？また具体的にはどのように行うのでしょうか？

解説

令和6年に実施するとされている給与収入に係る源泉徴収税額からの所得税の定額減税の額は、本人等一人当たり**3万円**とされています。

1. 定額減税の概要

定額減税の対象となる人は、令和6年分所得税の納税者である**居住者**で合計所得金額が**1805万円以下**である人（「基準日在職者」といいます）です。原則として、下記の特別控除の額を控除します。

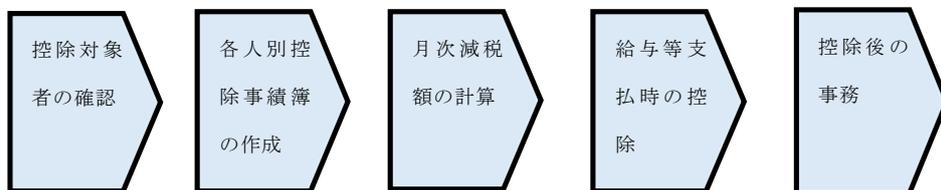
①**本人：3万円**

②**同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者）：1人につき3万円**

※同一生計配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にする人のうち、合計所得金額が48万円以下である人（給与のみの場合、給与収入が**103万円以下の人**）

2. 給与の支払者の事務

令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から減税額を控除しません。控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払う給与等に対する源泉徴収税額から順次控除します。具体的には、次の手順で行います。



※「各人別控除事績簿」とは基準日の在職者の氏名や月次減税額の控除事績等を記載する一覧表で、国税庁がホームページ上で提供するものです。

要するに…

定額減税として一人当たり3万円の所得税が控除されます。実際に計算等作業するのは、会社側になりますので、事前に準備しておきましょう。